

鳥取県社会教育主事(士)ネットワーク設置要綱

鳥取県教育委員会事務局社会教育課

(目的及び設置)

第1条 鳥取県の社会教育主事(士)が時代に即応した知識を習得し専門性を高めるとともに、本県の社会教育を一層推進し、地域の課題解決や地域コミュニティの基盤強化を図ることを目的に、社会教育主事(士)同士が市町村を越えて広域的に交流するための鳥取県社会教育主事(士)ネットワーク（以下「TS Network」という。）を設置する。

(会員)

第2条 TS Networkは、社会教育主事講習修了者であって前条の目的に賛同し、本要綱を順守する者をもって組織する。

2 TS Networkの会員資格を有する者は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 鳥取県内に在住する者
- (2) 勤務地又は主な活動拠点が鳥取県内にある者

(事業)

第3条 TS Networkは、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 社会教育に関する研修会や大会等の情報発信に関すること
- (2) 社会教育に関する情報の提供に関すること
- (3) 会員間やTS Network以外の多様な主体との連携推進に関すること
- (4) その他、第1条の目的を達成するために必要な事業

(会員登録)

第4条 TS Networkに加入を希望する者は、別途事務局が指定する様式により、その旨を届け出るものとし、登録内容に変更が生じた場合も同様とする。

(退会)

第5条 会員がTS Networkを退会しようとするときは、別途事務局が指定する様式によりその旨を届け出なければならない。

2 事務局は、退会の届け出があった時は、当該届出者を速やかに退会させなければならない。

(個人情報の取り扱い)

第6条 事務局はTS Networkの事業を行うに当たって、個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）及び鳥取県個人情報保護条例（令和4年鳥取県条例第29号）の定めるところにより、個人情報を適正に取り扱うものとする。

(事務局)

第7条 TS Networkの事務局を鳥取県教育委員会事務局社会教育課に置き、諸般の事務を処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、TS Networkの組織及び運営に関して必要な事項は、事務局が別に定める。

附則 この要綱は、令和6年4月15日から施行する。